

研究開発税制の概要

- 試験研究費を法人税額の20%を限度として、納付税額から控除できる制度。
なお、平成23年度末までは、税額控除限度額を当期法人税額の20%から30%に引き上げている。
- 試験研究費税額控除額が控除上限を超過した場合は、超過額を翌年度に繰り越して控除することが可能。
なお、平成21、22年度の控除上限超過額については、平成24年度まで繰越し可能となっている。
- さらに、この試験研究費の税額控除には、平成25年度までの上乗せ措置がある。

平成25年度末まで

上乗せ(時限措置)

増加型

控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%

増加額 = 前3か年度の平均試験研究費からの増加額

○前2か年度より当該年度の試験研究費が増えていることが条件



高水準型

控除額 = 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

○控除率 = (試験研究費 / 売上高 - 0.1) × 0.2

税額控除額は、法人税額 × 10%まで (控除限度額)



本体(恒久措置)

「総額型」 控除額 = 試験研究費の総額 × 8~10% (注)

(注) 中小企業及び産学官連携は、一律12%

$\left[8\% + \frac{\text{試験研究費}}{\text{売上高}} \% \times 0.2 \right]$

税額控除額は、法人税額 × 20%まで (控除限度額※)

※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

繰越期間の特例(最大3年)

平成21年度及び22年度の超過部分については、平成24年度まで繰越し可能

税額控除の限度の特例(20%→30%)

平成23年度末までは、30%まで